

令和6年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団（四日市市市民交流会館）  
市民生活部 市民生活課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和7年1月10日

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
① 適正な事務処理について【合規性の視点】 基本協定書に定められている業務日誌や収支経理簿等の作成、管理業務完了届の提出及び保険証券の提示などについて、規定通りに行われていないものが散見された。あらためて協定書等の内容を確認し、規定に沿った適正な実施を徹底すること。	【措置済】 令和7年3月31日 令和7年1月4日 内部の控え資料をもとに業務日誌及び収支経理簿については作成した。 令和7年1月20日 保険証券の提示として、写しを市民生活課へ提出した。 令和7年3月31日 管理業務完了届は協定書等の規定に沿った形で提出した。
② 事業報告書の記載誤りについて【合規性の視点】 指定管理者である団体の活動すべてをまとめた事業報告書に記載されている、当該指定管理の利用料金収入について、令和6年3月末時点で未収となっている金額が含まれておらず、他の資料と不一致となっていた。事業報告書は決算の根拠資料でもあり、記載を改めるとともに、正確な記載を行えるようチェック体制の強化を図ること。	【措置済】 令和7年3月27日 令和7年3月に開催された理事会及び評議員会で記載誤りを報告した。内容が未収金の事業報告書での扱いであったため、あらためて取り扱いについて確認するとともにチェック体制を強化し、誤りのないようにしていく。

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク 収入した利用料金とつり銭について別々の現金出納簿で管理されており、つり銭の出納簿には毎日、確認印が押されているが、利用料金の出納簿には確認印が押されていなかった。現金出納簿を一本化して管理しやすくするなどし、毎日の業務終了後に責任者が確認を行うことが望ましい。	【措置済】 令和7年1月10日 つり銭と現金の出納簿を一本化し、毎日業務終了後に責任者が確認を行うようにした。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>利用促進のための取り組みについて【有効性の視点】</p> <p>新型コロナウイルス感染症が第5類感染症となった令和5年度は、コロナ禍よりは利用者数が増加したものの、利用料減免対象となる地域団体などの利用が多く、利用料金収入は実施計画を大幅に下回った。収支がマイナスであることや、利用率の低い会議室二室を貸館廃止としたことなどから、令和6年度からは指定管理料を支出しているとのことである。和室の一室を椅子式に変更して利用しやすくすることで利用者数の増加がみられるなど、努力の成果もうかがえるので、引き続き、利用促進の策を研究すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>引き続き、アンケートや利用者の声を聴き、ニーズの把握に努めるとともに、当館の施設案内パンフレットを多くの人の目に触れるよう配架し、利用者数、収入増加の研究をしていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 2月28日</p> <p>引き続き、利用者の声を聴くことで、実現可能なニーズの把握に努めるとともに、利用促進を図るため当館の利用案内パンフレットの配架場所、周知方法の拡大を検討していく。</p>

【市民生活部 市民生活課】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク</p> <p>基本協定書に規定されている管理業務完了届や保険証券について、市への提出や提示が規定通り行われていない、仕様書に規定されている業務日誌及び収支経理簿が作成されていない等の状況が見受けられる。協定書等をあらためて点検し、確実な事務処理を行うよう指定管理者への指導監督を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日</p> <p>基本協定書第34条、第43条に基づき、管理業務完了届及び保険証券の写しを指定管理者に求め、受領した。また、仕様書に記載のとおり、業務日誌及び収支経理簿を作成するよう指導し、指定管理者から提出された月次報告書確認の際に内容を確認した。基本協定書等に従い、指定管理者へ指導監督し、適切かつ確実な事務執行が行われるよう努めていく。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の観点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>指定管理のメリットやデメリットについて【経済性の観点・効率性の観点・有効性の観点】</p> <p>指定管理者制度導入後、現在に至るまで、応募団体が1者のみである現状を鑑み、指定管理であるから実施できたことや得られた効果、利用者サービス向上への寄与などのメリット、またデメリットも整理し、真に指定管理者制度の継続が最適であるのかあらためて検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>当該指定管理施設は本町プラザの貸館部分であり、指定管理者の事務所が同館内にあることから、貸館受付のフォローアップ体制が取りやすく、利用者にとっての満足度向上に向けた取り組みがなされやすい利点がある。また、平成18年度の指定管理者制度導入以降、同団体が指定管理者業務を請け負っており、利用者アンケートだけでなく、長年の請負実績等も踏まえ、直接利用者の声を聴くなど、サービス向上に寄与している。一方で、同団体の管理する他施設にパンフレットを配架するなど利用者の拡大に向けた取り組みを行ってはいるものの、新規利用者の獲得に苦慮している等の課題もある。引き続き、令和11年度からの指定管理者制度の更新について、継続の有無も含め、検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 2月28日</p> <p>指定管理施設と指定管理者の事務所が同じ建物にある強みを生かし、応援体制を整え、利用者サービス向上に寄与している。また、指定管理者は、利用者にとって「喜ばれる対応」を目標としており、良好に接客対応している。一方で、利用者数は向上しているものの、利用料の減免対象となる地域団体等の利用が増加していることに加えて、人件費の高騰などによって当事業の収支は赤字となっている。今後、当該施設のより適正な運営を図るうえで、指定管理者制度の継続についても引き続き検討していく。</p>

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団・市民生活部 市民生活課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の観点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 指定管理業務の一部再委託について【合規性の観点・有効性の観点】</p> <p>ア 基本協定書第17条第1項には、管理業務の全部又はその主たる部分の再委託の禁止がうたわれ、ただし書において、一部については市の事前承諾を得て再委託可能であると規定されている。当該指定管理においては、平日の16時30分以降と昼休み及び土日祝日の受付業務については、市民交流会館が設置されている本町プラザの総合管理委託事業者に委託しており、その業務内容は規定の範囲内とのことであるが、今後も、一部再委託を行うにあたっては、規定を遵守し、指定管理業務として安定した管理運営体制を堅持すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月10日</p> <p>平日12時から13時及び16時30分以降、土日祝日の受付業務については、基本協定書第17条に基づき、当該指定管理施設の総合管理業務を請け負う事業者の一部再委託を行っている。この一部再委託を行うにあたり、指定管理者である団体の職員と再委託先業者の従業員において、改めて日々の引継ぎ等の徹底を行った。引き続き、基本協定の規定を遵守し、安定した管理運営体制に努めていく。</p>
<p>イ 団体の職員から再委託先業者の従業員に業務を引き継ぐ際のリスクも想定して手順をマニュアル化するなど、再委託にはリスクもあることを十分認識しながら業務に支障のないように注意し、業務の最終的な責任は委託元である指定管理者、ひいては市にあることを常に意識して管理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月10日</p> <p>指定管理者である団体の職員から再委託先業者の従業員への業務の引継ぎにおいては、備え付けの受付マニュアルや伝言ノート等を用いて業務を遂行している。業務の引継ぎに際しては、受付業務に支障のないよう迅速かつ正確に行うよう改めて注意喚起した。市においても再委託のリスクについて再認識したうえで、委託業務が確実に執行されるよう管理監督していく。</p>
<p>② 指定管理の重要な意思決定について【有効性の観点】</p> <p>令和6年度から、貸館対象会議室の減少による、指定管理対象施設の範囲の変更が行われている。財政経営部行財政改革課主導のもと、施設所管課も含め検討した結論とのことであるが、所管課や指定管理者にその意思決定文書等が保管されていないのは適切でない。所管及び管理運営施設の重要な意思決定については、主体的に検討し、その過程や結論を文書で保管して所管課及び指定管理者内でも十分に情報共有すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月10日</p> <p>貸館対象会議室の減少に伴う指定管理対象施設の範囲変更については、行政経営委員会における決定事項であり、所管する行財政改革課の文書となっている。しかしながら、本委員会には当該指定管理施設を所管する当課も参画しており、随時、指定管理者と情報を共有しながら検討を行ってきた。重要な検討事項や意思決定事項等については、市の関係所属と情報を密にするとともに指定管理者とも十分に情報共有を図っていく。</p>
<p>③ 避難所としての役割について【有効性の観点・住民福祉の向上の観点】</p> <p>本町プラザの2階以上は災害時の避難所に指定されており、その一部に市民交流会館の2階も含まれる。危機管理統括部危機管理課や、本町プラザの建物全体を所管する財政経営部管財課など関係部局等との情報共有に努め、災害時の円滑な対応が可能な連携体制を整備すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月10日</p> <p>指定管理者である公益財団法人四日市市文化まちづくり財団の危機管理マニュアルを誰でもいつでも閲覧できるよう配備するとともに、緊急時対応の連絡網を作成して対応している。また、本町プラザ内の各団体が参加する避難訓練に加え、同財団全体での避難訓練を実施し、安全管理意識の徹底が図られている。災害時等には、指定避難所として、指定管理所管の市民生活課をはじめ、危機管理課や管財課等と連携して情報共有に努め、有事の際の円滑な対応を行う。</p>